

みつはし医院訪問リハビリテーション運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人福寿会が開設する指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(以下、「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者」という。)で、医師が訪問リハビリテーション等の必要をみとめたものに対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の維持回復を図る。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

(事業所の名称等)

第3条 (1) 名称 みつはし医院訪問リハビリテーション
(2) 所在地 静岡県袋井市川井860-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 医師 1名以上
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 理学療法士・作業療法士 1名以上
(介護予防)訪問リハビリテーション計画書に基づき、訪問リハビリテーション等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は以下の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

但し祝日と12月30日から1月3日は除く。

(2) 営業時間 9:00から17:00とする。

(利用料その他の費用)

第6条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション等が法定代理受容サービスであるときは、負担割合証に記された割合の額とする。

(2) 次条の通常の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、別紙に定める通りに徴収する。

(通常の実施地域)

第7条 通常の事業を実施する地域は次のとおりとする。

袋井市

(苦情処理)

第8条 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するための相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の事故への対応は、次のとおりとする。

(1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに静岡県、市町村、利用者家族、居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置をおこなう。

(2) 事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(3) 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いにつとめる。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、従事者の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団福寿会が定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、虐待発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

付 則 この規定は平成27年 7月 1日から施行する。

改定：平成30年 4月 1日

改定：令和 1年 7月 1日

改定：令和 4年10月 1日

改定：令和 5年 4月 1日

改定：令和 6年 6月 1日

その他料金（交通費・キャンセル料）

交通費	袋井市内	無料
	袋井市外 5km 未満	100 円／回
	袋井市外 5km 以上 10km 未満	300 円／回
	袋井市外 10km 以上 15km 未満	600 円／回
	袋井市外 15km 以上	800 円／回
キャンセル料	訪問リハビリ当日朝までに 欠席のご連絡を頂けない場合	1000 円／回